



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年6月25日火曜日 第520号

◇ 目 次 ◇

特別利用料収納事務の委託..... (まなび推進課) ... 472
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 472
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件)..... (") ... 473
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 474
 土地改良事業の工事完了の届出..... (") ... 475
 林業用種苗生産事業者の登録..... (森林整備課) ... 475
 車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定..... (道路維持課) ... 475
 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法..... (") ... 475
 指定居宅サービス事業の廃止..... (中予地方局地域福祉課) ... 476
 指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 476
 道路の区域変更(県道大洲野村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 476

公 告

愛媛県難病等医療公費負担システム構築・導入業務..... (健康増進課) ... 477

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第645号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
伊予鉄総合企画株式会社	松山市三番町四丁目9番地5	愛媛県総合科学博物館の特別利用料の収納事務	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
		愛媛県歴史文化博物館の特別利用料の収納事務			
株式会社レスパスコーポレーション	東温市見奈良1110番地	愛媛県生涯学習センターの特別利用料の収納事務	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第646号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス北高下店
今治市北高下二丁目883番1 外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1 384平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
47台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
40.5平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
令和6年6月13日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第647号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
エースワン愛南店・DCM愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791番地1外25筆	大規模小売店舗の名称	エーマックス愛南店・DCM愛南店・ローソン愛南町平城西店	エースワン愛南店・DCM愛南店・ローソン愛南町平城西店	令和6年6月6日	令和6年6月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジグラン新居浜	新居浜市新須賀町二丁目555番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社アステイ 代表取締役 矢口 靖司	株式会社アステイ 代表取締役 新井 宏	令和5年 3月1日	令和6年 6月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジ新居浜店	新居浜市新須賀町二丁目555番1 外	大規模小売店舗の名称	フジグラン新居浜	フジ新居浜店	令和6年 11月20日	令和6年 6月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテ イリンク ほか10者	株式会社フジ	令和6年 1月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、今治市上浦地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・上浦地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年6月26日から7月24日まで

3 縦覧場所

今治市役所上浦支所

○愛媛県告示第651号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	土段地区 (伊予市)	令和5年11月17日

○愛媛県告示第652号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
408	長井浩二	東温市横河原1305番地3	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	成瀬農園	東温市下林2964-2

○愛媛県告示第653号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	378号	伊予市三秋字大地甲232番1から 同市三秋字上ノ山乙17番6まで	令和6年7月1日
一般国道	378号	伊予市三秋字離山甲1168番8から 同市三秋字離山丙6-536まで	令和6年7月1日
一般国道	378号	大洲市長浜町沖浦丙1070番2地先から 同町須沢丙1067番1地先まで	令和6年7月1日
一般国道	378号	八幡浜市保内町宮内6番耕地55番地5から 同町宮内6番耕地8番地3まで	令和6年7月1日
主要地方道	松山空港線	松山市南吉田町2750番3地先から 同町2750番9地先まで	令和6年7月1日
主要地方道	伊予松山港線	松山市南吉田町334番15から 同町508番5まで	令和6年7月1日
主要地方道	伊予松山港線	松山市南吉田町309番3から 同町375番7まで	令和6年7月1日
一般県道	久米垣生線	松山市余戸中3丁目1671-1から 同市余戸南5丁目1672-2まで	令和6年7月1日
一般県道	久米垣生線	松山市余戸南3丁目1113-14から 同市余戸中2丁目1331-8まで	令和6年7月1日

○愛媛県告示第654号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次

のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	378号	八幡浜市保内町宮内6番耕地55番5から 同町宮内6番耕地8番3まで	令和6年7月1日

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第655号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年6月25日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 光佑会	訪問看護ステーション菜の花	愛媛県伊予市松前町大字神崎578番地1	令和6年5月31日	訪問看護

○愛媛県告示第656号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年6月25日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 光佑会	訪問看護ステーション菜の花	愛媛県伊予市松前町大字神崎578番地1	令和6年5月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字切畠甲1330番1から 同町大竹字小成乙915番10まで	旧	メートル 11.3~43.0	キロメートル 0.353	
			新	11.3~53.5	0.353	

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県難病等医療公費負担システム構築・導入業務

(2) 業務内容

愛媛県難病等医療公費負担システム構築・導入業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で次の事項に該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

ウ プライバシーマークの認定又はISO27001の認証が完了していること。

エ 公告日から過去10年以内に、地方公共団体等向け業務システムの受託実績を有する者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 非機能面

業務の理解度・実施体制・支援体制・導入実績

イ 機能面

機能要件・操作性・動作環境・導入効果・セキュリティ等

ウ 価格等

価格評価

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2404

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和6年6月17日（月）から7月2日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和6年7月2日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和6年7月18日（木）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2404

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Development of Designated intractable disease Information Processing System

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., July 2, 2024
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., July 18, 2024

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Intractable Disease Measures Group, Health Promotion Division, Health and Hygiene Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2404